吸収分割に関する事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2026 年 11 月 19 日

三菱化工機株式会社

2026 年 11 月 19 日

吸収分割に関する事前開示事項
（会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

神奈川県川崎市川崎区大川町２番１号
三菱化工機株式会社
代表取締役 社長執行役員　田中　利一

当社は、ＭＫＫネクスト株式会社（以下「ＭＫＫネクスト」といいます。）との間で締結した 2026 年９月 30 日付吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2027 年４月１日（予定）を効力発生日として、当社を吸収分割会社とし、ＭＫＫネクストを吸収分割承継会社として、当社を持株会社化するために必要な一部の機能に係る事業を除く一切の事業をＭＫＫネクストに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたします。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

なお、本吸収分割は、①本吸収分割により当社を持株会社化し、②本吸収分割の効力発生を条件として、当社を株式交換完全親会社とし、月島ホールディングス株式会社（以下「月島ホールディングス」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、③当該持株会社の下で一連の取引を実施してグループ内の事業を再編する、当社と月島ホールディングスによる対等の精神に基づいた経営統合の一環として行われるものです。

記

１．　吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第１項第２号）

別紙１に記載のとおりです。

２．　会社法第 758 条第４号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第１号イ）

本吸収分割に際して、ＭＫＫネクストから当社に対し、承継対象権利義務に代わる金銭等の交付を行う予定はありません。これは、ＭＫＫネクストが当社の完全子会社であり、ＭＫＫネクストから当社に対して対価を交付する必要性が認められないためであり、本吸収分割による対価を無対価とすることは相当であると判断しております。

また、本吸収分割によりＭＫＫネクストの資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しません。この取扱いは、会社計算規則に則ったものであり、相当であると考えております。

３．　会社法第 758 条第８号に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第２号）

該当事項はありません。

４．　吸収分割会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第 183 条第３号）

該当事項はありません。

５．　吸収分割承継会社についての事項（会社法施行規則第 183 条第４号）

（１）　成立の日における貸借対照表の内容（同号イ）

別紙２に記載のとおりです。

（２）　成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

（３）　成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

ＭＫＫネクストは、2026 年９月 30 日付で、当社との間で、本吸収分割契約を締結いたしました。

６．　吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第183条第５号イ)

当社は、2026 年９月 30 日付で、ＭＫＫネクストを設立いたしました。

当社は、2026 年９月 30 日付で、月島ホールディングスとの間で、両社の対等の精神に基づいた経営統合契約を締結いたしました。

当社は、2026 年９月 30 日付で、ＭＫＫネクストとの間で、本吸収分割契約を締結いたしました。

当社は、2026 年９月 30 日付で、月島ホールディングスとの間で、2027 年４月１日（予定）を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、月島ホールディングスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。

当社は、2026 年９月 30 日開催の取締役会において、2026 年 12 月４日開催予定の臨時株主総会に、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少を付議することを決議いたしました。

当社は、2026 年９月 30 日開催の取締役会において、2026 年 12 月４日開催予定の臨時株主総会に、資本準備金の額の減少を付議することを決議いたしました。

７．　吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第６号）

（１）　吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

当社の 2026 年９月 30 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 72,264 百万円及び 30,767 百万円です。また、本吸収分割によりＭＫＫネクストが当社から承継する予定の資産及び負債の 2026 年９月 30 日現在における帳簿価額は、それぞれ 62,822 百万円及び 13,102 百万円です。

また、2026 年９月 30 日から現在に至るまでＭＫＫネクストの資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、本吸収分割の効力発生日までに予測される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本吸収分割後に見込まれる当社の資産の額は負債を十分に上回る見込みです。

以上の財務状況に鑑みて、当社が負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

（２）　吸収分割承継会社の債務の履行の見込みについて

ＭＫＫネクストの 2026 年９月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は 50 百万円であり、負債についてはありません。また、本吸収分割によりＭＫＫネクストが当社から承継する予定の資産及び負債の 2026 年９月 30 日現在における帳簿価額は、それぞれ 62,822 百万円及び 13,102 百万円です。

また、2026 年９月 30 日から現在に至るまで、ＭＫＫネクストの資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、本件吸収分割の効力発生日以後においても、ＭＫＫネクストが負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上の財務状況に鑑みて、ＭＫＫネクストが負担する債務（当社が本件分割によりＭＫＫネクストに承継させるものに限ります。）については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙１　吸収分割契約の内容

次頁以降をご参照ください。



吸収分割契約書

三菱化工機株式会社（以下「甲」という。）及び MKK ネクスト株式会社（以下「乙」という。）は、2026 年 9 月 30 日（以下「**本契約締結日**」という。）付で、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

本契約に定めるところに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲を持株会社化するために必要な一部の機能に係る事業を除く一切の事業（以下「**本事業**」という。）に関して甲が有する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「**本吸収分割**」という。）。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：三菱化工機株式会社

但し、効力発生日（第 5 条に定義する。以下同じ。）付で「三菱月島化工機ホールディングス株式会社」に商号を変更する予定である。

住所：神奈川県川崎市川崎区大川町 2 番 1 号

但し、効力発生日付で東京都中央区晴海三丁目 5 番 1 号に住所を変更する予定である。

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：MKK ネクスト株式会社

但し、効力発生日付で「三菱化工機株式会社」に商号を変更する予定である。

住所：神奈川県川崎市川崎区大川町 2 番 1 号

第 3 条（承継する権利義務に関する事項）

1. 本吸収分割に際し、乙が甲から承継する権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。なお、権利義務の承継につき関係官庁に係る登録、許可、認可、承認、免許、同意、免除等、関係当局等に対する通知、届出、報告、その他これらに類する行為又は手続（以下「許認可等」という。）又はその他の関係者の承諾等を要するものについては、当該許認可等又は承諾等を取得した上で、当該権利義務を本吸収分割に際して承継する。
2. 前項の規定による債務の承継は、全て免責的債務引受けの方法によるものとし、効力発生日（以下に定義する。）後に、甲がやむを得ない事由（条約、国内外の法令及び

規則、並びに国内外の司法・行政機関又は自主規制機関の規則及び判断等（以下「法令等」という。）に基づくものを含むが、それに限られない。）により乙のために債務を負う場合、乙は甲に対して、当該債務の額及び当該債務負担に伴い甲が負担することとなった費用の額を速やかに補償する。

3. 甲及び乙は、承継対象権利義務のうちその承継又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものにつき、相互に協力してこれを行うものとし、かかる手続の履行に要する公租公課及び費用は、乙の負担とする。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、本吸収分割により承継する権利義務に代わる株式その他の金銭等の対価を交付しない。

第5条（効力発生日等）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「**効力発生日**」という。）は、2027年4月1日とする。但し、本吸収分割に係る手続の進行に応じ、必要あるときは、甲及び乙は、協議の上、これを変更することができる。

第6条（乙の資本金等の額）

本吸収分割により乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第7条（本吸収分割の条件の変更又は解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、乙又は甲の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、本契約の目的の達成が著しく困難となった場合その他本契約の内容を変更又は解除する必要が生じた場合には、甲及び乙は協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（本契約の承認）

甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議を取得するものとする。なお、乙は、会社法第796条第1項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

第9条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後においても、乙が承継する本事業について、会社法第21条に定める競業避止義務を負わない。但し、甲及び乙が別途合意するところに従い、甲が、効力発生日後に一定の競業避止義務を負うことを妨げない。

第 10 条（準拠法及び管轄）

1. 本吸収分割契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本吸収分割契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 11 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

［以下余白］

本契約成立の証として、甲及び乙は、本書 1 通を作成し、それぞれ署名又は記名押印の上、甲が原本を、乙が原本の写しを保有する。

2026 年 9 月 30 日

甲：神奈川県川崎市川崎区大川町 2 番 1 号
三菱化工機株式会社
代表取締役　田中　利一

乙：神奈川県川崎市川崎区大川町 2 番 1 号
MKK ネクスト株式会社
代表取締役　矢島　史朗

別紙

承継対象権利義務明細表

本吸収分割の効力発生日において、乙が甲から承継する本事業に関する甲の資産、債務・負債、契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び債務は、2026年3月31日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。乙が承継する本事業に関する権利義務に関して疑義が生じた場合、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、その内容を変更することができる。

記

1. 資産

甲が効力発生日の前日の終了時直前において保有する、本事業に関する一切の資産。但し、効力発生日の前日の終了時直前における以下に掲げる資産を除く。

(1) 流動資産

① 現預金のうち40億円
② 前払費用のうち支払利息の一切
③ 関係会社短期貸付金の一切
④ 関係会社短期貸付金に係る貸倒引当金
⑤ 関係会社貸付金に対する利息に係る未収入金（もしあれば）

(2) 固定資産

① 熱海陽和洞の土地に係る甲の持分（下表のとおり）

分類	資産番号	名称
土地	15-00025-00-001	ｱﾀﾐ ｲﾜｻｷﾃｲ
土地	15-00025-00-002	ｱﾀﾐｲﾜｻｷﾃｲ
土地	15-00025-00-003	ｱﾀﾐｲﾜｻｷﾃｲ
土地	15-00025-00-004	ｱﾀﾐｲﾜｻｷﾃｲ

② 熱海陽和洞の建物に係る甲の持分（下表のとおり）

分類	資産番号	名称
建物	24-00217-00-001	ｲﾜｻｷﾃｲ ｼｭｵｸ
建物	24-00217-00-002	ｲﾜｻｷﾃｲ ｼｭｵｸ
建物	24-00217-00-003	ｲﾜｻｷﾃｲ ｼｭｵｸ
建物	24-00217-00-004	ｲﾜｻｷﾃｲ ｼｭｵｸ

分類	資産番号	名称
建物	24-00218-00-001	ｲﾜｻｷﾃｲ ｷｮﾀｸ
建物	24-00218-00-002	ｲﾜｻｷﾃｲ ｷｮﾀｸ
建物	24-00219-00-001	ｲﾜｻｷﾃｲ ｼﾞﾑｼｮ
建物	24-00220-00-001	ｲﾜｻｷﾃｲ ﾓﾝｴｲｼｮ
建物	24-00227-00-001	ｲﾜｻｷﾃｲ ｵﾝｾﾝ
建物	24-00227-00-002	ｲﾜｻｷﾃｲ ｵﾝｾﾝ
建物	31-00076-00-001	ｱﾀﾐﾔﾅｷﾞﾊﾗｼﾀﾃﾓﾉ

③　下表に記載のその他有形固定資産

分類	資産番号	名称
建物付属設備	24-00230-00-001	ｱﾀﾐﾖｳﾜﾄﾞｳﾃﾞﾝｷｾﾂﾋﾞ
構築物	31-00049-00-001	ｱﾀﾐｲﾜｻｷﾃｲ ﾁｸﾘﾝﾃｲｴﾝ
構築物	31-00050-00-001	ｱﾀﾐｲﾜｻｷﾃｲ Ｌｶﾞﾀﾐｿﾞ
構築物	31-00051-00-001	ｱﾀﾐｲﾜｻｷﾃｲ ｷｭｳｽｲｾﾂﾋﾞ
構築物	31-00051-00-002	ｱﾀﾐｲﾜｻｷﾃｲ ｷｭｳｽｲｾﾂﾋﾞ
器具備品（非償却）	K-28557-00-001	ｲﾜｻｷﾃｲ ｼｮｶﾞ

④　下表に記載の投資有価証券

会社名	株式数（2026年8月31日時点）（株）
株式会社三菱総合研究所	30,050
三菱瓦斯化学株式会社	43,883.5
日本ゼオン株式会社	33,511.206
東海カーボン株式会社	563,500
株式会社名村造船所	20,000
内海造船株式会社	200
西華産業株式会社	250,200
東京産業株式会社	173
株式会社横浜フィナンシャルグループ	566,663
三菱地所株式会社	54,000
日本郵船株式会社	215
株式会社商船三井	330
東京瓦斯株式会社	84,580
東邦瓦斯株式会社	374,740
第一実業株式会社	116,100

⑤　関係会社長期貸付金のうち稚内エネサービス株式会社に係るものを除く一切

⑥　繰延税金資産のうち投資有価証券評価損、三菱広報委員会剰余金、貸倒引当金及び投資有価証券評価差額金に係るもの

⑦　下表に記載のその他の資産

分類	摘要	帳簿価額（2026年3月31日時点）（円）
ゴルフ会員権	湘南カントリークラブ	1,800,000
敷金・保証金	三菱センター敷金（三菱広報委員会）	108,718
敷金・保証金	開東閣利用保証金	5,360,000

分類	摘要	帳簿価額（2026年3月31日時点）（円）
共同施設分担金	三菱広報委員会	55,341

(3) その他

上記(1)及び(2)のほか、甲及び乙が効力発生日の前日までに別途合意した資産。

2. 債務・負債

甲が効力発生日の前日の終了時直前において負担する、本事業に関する一切の債務及び負債。但し、効力発生日の前日の終了時直前における以下に掲げる債務及び負債を除く。

(1) 流動負債

① 短期借入金及び1年内返済予定長期借入金の一切
② 未払金のうち、事業所税、配当金及び端数株式買取請求に係るものの一切
③ 未払法人税等に係るものの一切
④ コミットメントライン契約に係る未払利息及びコミットメントフィー
⑤ 預り金のうち、源泉所得税、地方税及び社会保険料に係るものの一切

(2) 固定負債

① 長期借入金の一切

(3) その他

上記(1)及び(2)のほか、甲及び乙が効力発生日の前日までに別途合意した債務及び負債。

3. 知的財産権等

甲が効力発生日の前日の終了時直前において保有する、本事業に関する一切の知的財産権等（(i)発明、考案、意匠、商標、著作物、営業秘密、ノウハウその他の財産的価値を有する情報、 (ii)それらに係る国内外の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権（いずれについても出願中又は未登録のものを含む。）、並びに(iii)知的財産権の出願に関する書類等の情報並びに甲が効力発生日の前日の終了時直前において有する知的財産権の出願に係る出願人としての地位（拒絶する旨の査定を受けた場合の地位を含む。）及び当該知的財産権を受ける権利を総称していう。以下同じ。）。

4. 契約（雇用契約を除く。）

効力発生日の前日の終了時直前において有効に存続し甲が契約当事者となっている、本事業に関する一切の契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務。但し、雇用契約、甲の役員との間の契約、下表に記載の契約（効力発生日の前日までに、これらの借り換えその他の変更等に係る契約が締結された場合は、当該変更等に係る契約を含む。）及び法令等上の理由により承継できないものを除く。

相手方当事者	締結日	契約書名
株式会社三菱 UFJ 銀行	2006/9/29	リボルビング・クレジット・ファシリティ契約書
株式会社三菱 UFJ 銀行	2022/9/22	金銭消費貸借契約証書
株式会社三菱 UFJ 銀行	2026/3/31	実行可能期間付タームローン契約書
株式会社横浜銀行	2026/9/30	金銭消費貸借契約証書
明治安田生命保険相互会社	2022/3/31	金銭消費貸借契約証書
明治安田生命保険相互会社	2026/3/31	金銭消費貸借契約証書
株式会社第四銀行	2017/3/30	貸越専用当座勘定貸越約定書
三菱 UFJ 信託銀行株式会社	2017/8/2	役員報酬 BIP 信託契約書
三菱 UFJ 信託銀行株式会社	2025/8/5	信託期間の延長に関する合意書
三菱 UFJ 信託銀行株式会社	2024/5/16	株式付与 ESOP 信託契約書
三菱 UFJ 信託銀行株式会社	2025/5/23	信託期間の延長に関する合意書

5. 雇用契約等

(1) 雇用契約

効力発生日の前日の終了時直前において甲が雇用する全ての従業員（但し、下表に記載の従業員を除く。）との間の雇用契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。但し、効力発生日の前日までに、甲、乙及び当該従業員が別途の取扱いに合意した場合における当該従業員との間の雇用契約に係るものを除く。

従業員番号	従業員番号	従業員番号
12852	15243	15807
13417	15328	15843
13490	15333	15856
13915	15386	15890
14128	15387	15902
14259	15406	15939
14268	15411	15956
14327	15425	15971
14335	15439	15999
14404	15450	16036
14433	15462	16043
14523	15466	16055
14615	15474	16058
14829	15519	16062
14867	15550	16072
14992	15604	16077
15003	15703	16088
15070	15746	16112
15228	15798	16113

従業員番号	従業員番号	従業員番号
16132	16176	16239
16140	16179	16240
16141	16198	16255
16159	16205	16277
16162	16221	16280
16170	16223	16281
16173	16226	16288
16174	16231	

(2) 労働協約

甲が三菱化工機労働組合との間で締結し、効力発生日の前日の終了時直前において有効に存続している労働協約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。

6. 許認可等

甲が効力発生日の前日の終了時直前において保有する、本事業に関する一切の許認可等（法令等に基づいて乙による承継が可能であるものに限る。）。

以上

別紙２　吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

貸　借　対　照　表

（2026 年９月 30 日現在）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）	百万円	**（純資産の部）**	百万円
流 動 資 産	**50**	**株 主 資 本**	**50**
現金及び預金	50	**資　本　金**	**25**
		資 本 剰 余 金	**25**
		資 本 準 備 金	25
資産合計	**50**	**負債及び純資産合計**	**50**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。